

議 事 日 程 (第1号)

平成28年2月19日(金) 午前10時開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 市長施政方針説明 |
| 日程第4 | 議案第1号 湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第2号 湖西市職員の退職管理に関する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 湖西市行政不服審査法施行条例制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第11号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第19 | 議案第16号 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第20 | 議案第17号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第21 | 議案第18号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第22 | 議案第19号 市道の路線の認定について |
| 日程第23 | 議案第20号 字の区域の変更について |
| 日程第24 | 議案第21号 平成27年度湖西市一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第25 | 議案第22号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第26 | 議案第23号 平成27年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第27 | 議案第24号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第28 | 議案第25号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第29 | 議案第26号 平成27年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第30 | 議案第27号 平成27年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号) |

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第31 | 議案第28号 | 平成28年度湖西市一般会計予算 |
| 日程第32 | 議案第29号 | 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第30号 | 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第34 | 議案第31号 | 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第35 | 議案第32号 | 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第33号 | 平成28年度湖西市水道事業会計予算 |
| 日程第37 | 議案第34号 | 平成28年度湖西市病院事業会計予算 |
| 日程第38 | 請願第1号 | 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請願 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時01分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年3月湖西市議会定例会を開会いたします。

○議長（二橋益良） 事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本裕行登壇〕

○議会事務局長（松本裕行） 議案書の受理について申し上げます。3月定例会に市長から提出されました議案は34件でございます。その内容は条例の専決処分1件、条例の制定・一部改正17件、平成27年度補正予算7件、平成28年度予算7件、その他2件でございます。また請願を1件受理しております。

12月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

午前10時02分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、請願第1号の紹介議員の趣旨説明において説明資料の配付を求められましたので、これを許可しております。説明資料はあらかじめ議席へ配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番 加藤弘己君、10番 竹内祐子さんを指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から3月18日までの29日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。2月20日から2月28日、3月1日、3月5日から3月17日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第3 市長の施政方針説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 本日ここに平成28年3月定例会が開催されるに当たりまして、新年度に向けた市政の方針を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まず最初は、平成28年度市政執行の基本姿勢についてであります。

私は、湖西市における地方創生のキーワードは何かをいつも考えております。ふるさと創生は何をメインに据えるのが大切でありまして、市民意識調査によれば、PRすべき観光資源の上位3つは、浜名湖を有する自然の恵み、新居関所と手筒花火、そして豊田佐吉翁であります。

いずれも本市が重点事業として取り組んでいるものばかりでありまして、浜名湖観光圏は国も認めた世界に売り込める観光エリアに指定されています。新居関所は江戸時代の建物が唯一現存する関所として国指定の特別史跡であり、国からの補助を受けて大御門が完成し、5年後には女改め長屋なども復元される段取りとなっております。そしてこの1年は、郷土が生んだ発明王・豊田佐吉翁が1867年に生まれてから150年を迎える記念すべき年の1年でありませぬ。

これは、まさに偶然の時の一致であると感じました。市民が思うふるさと創生と、湖西市が力を入れているふるさと創生が、見事に一致しております。

私はこの3つを平成28年度のふるさと創生の柱として、本市をさらに誇り高い魅力あるまちにしていきたいと心に誓うところであります。

さて、次に平成27年度を振り返ってみたいと思います。

法人市民税の税収見込みを減額補正するなど非常に厳しい財政状況の中でも、活力を生み安心して暮らせる「市民が誇れる湖西市」への取り組みは、最大限の努力をいたしております。

全ての市民が安全で安心して暮らせるよう、最優先課題として取り組んでおります防災・減災対策といたしまして、津波避難施設空白域に対する津波避難施設の整備につきましては、住吉地区の命山実施設計と用地取得、日ヶ崎地区津波避難タワーの地質調査と用地測量が予定どおり完了いたしました。

消防ポンプ自動車の整備事業につきましては、現在、消防団第12分団の車両の中間検査が終わり、3月中旬には新型車両への更新を完了する予定であります。

充実した教育環境の整備と文化やスポーツを振興する取り組みといたしまして、天井落下防止事業につきましては、新居小学校・中学校ともに工事は完了し、安全を確認いたしました。

湖西市民会館耐震改修事業につきましては、残念ながら耐震改修事業を白紙に戻し、あり方をいま一度検討しているところであります。

未来に残す自然と環境への配慮の取り組みといたしまして、廃棄物対策事業につきましては、市民や事業者の皆様の御理解と御協力により、着実にごみ減量や資源化を進めることができております。また本年度から本格実施いたしましたパソコンと携帯電話の小型家電回収につきましても、順調に推移しております。

衛生プラント施設の改修事業につきましては、本年度末の出来高を約76%と見込んでおり、平成28年8月末の完成に向けて着々と工事を進めております。

快適で便利な暮らしを実現するための都市基盤整備といたしまして、JR新所原駅の橋上化及び南北自由通路の整備につきましては、平成28年度内の開通に向けて工事も順調に進んでおり、現在、鉄骨の骨組みができ上がったところであります。

急傾斜地崩壊危険区域における災害防止対策につきましては、現地測量を完了し、今後、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けるための申請を行ってまいります。

市民に健康づくりの機会を提供し、みんなで地域福祉を支える取り組みといたしまして、コーちゃん健康マイレージ事業につきましては、平成27年5月に導入し、締め切りの1月末まででマイレージカード3,001件、1,197人と大変すばらしい反応がありました。

地域包括支援センターの増設につきましては、特別養護老人ホーム光湖苑に新たに設置し、市内4つの包括支援センター体制へ充実させました。

安定した生活を支える産業の発展と人材交流の取り組みといたしまして、個人番号カード交付関係事務につきましては、通知カードのうち配達不能による返戻分を除き、昨年中に配達を終了し、申請に基づきまして作成された個人番号カードの交付が1月から始まっているところであります。現在、申請から交付まで2カ月から3カ月ほどかかる状況でございます。

ものづくり人材交流事業につきましては、湖西地域職業能力開発協会へ委託し、協会が無料職業紹介事業の許可を得て、セミナーの開催、求職者及び求人企業の登録により、マッチングに向けて歩み始めました。

安定した財源の確保と郷土の偉人・豊田佐吉翁の生誕150年を顕彰する取り組みといたしまして、ふるさと納税推進事業につきましては、さきの12月までの9カ月間で約6億円のふるさと寄附がございました。ここから返戻品経費を差し引いた約2億4,000万円をふるさと応援基金へ積み立て、平成28年度予算に繰り入れてまいります。これは法人市民税の減収分、約3億円に迫る額であります。

豊田佐吉翁生誕150年記念事業につきましては、記念限定酒用の酒米の田植え、稲刈り体験会、豊田式木製人力織機復元と設計図の完成など、多くのイベントを実施し、来年2月14日の生誕150年に向けて盛り上げと周知を行いました。

続きまして、平成28年度予算編成の前提となりま

す社会・経済と国の動向についてであります。

内閣府発表の1月月例経済報告によれば、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうした中で金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

これを受け、国は大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしています。しかし一方で、日銀史上初のマイナス金利政策は期待の効果を上げておらず、不安な経済見通しであります。

また、私の身近な情報といたしましては、去る1月29日、湖西市経営者懇話会が開かれました。副市長とともに出席し、市内主要企業の役員等と情報交換をいたしましたところでは、一部に親会社の減産に合わせるという声もありましたが、各社とも基調はしっかりしていると感じました。海外の新工場が操業開始になるとか、輸出の増加が見込まれるとか、従業員をふやす予定とかの声があちこちで聞かれたわけでございます。

企業業績はそこそこの見込みと思われませんが、私の心配はむしろ本市の税収であります。国が法人税率をさらに下げると言っていることであります。本市は、過去から財政的に自立の道を歩み、企業誘致に努めてまいりました。その結果、ずっと財政力指数1.0以上を保ってまいりました。減った分は地方交付税でという扱いには不満を感じております。

そして28年度予算の姿であります。このような厳しい財政状況ながら、平成28年度の予算編成におきましては新・総合計画の基本構想に掲げる将来像「市民協働で創る市民が誇れる湖西市」を実現するため、7つの目指すまちの姿に向かって、事業の選択と集中及びスクラップアンドビルドの考えのもと、将来をしっかりと見据えた予算を作成いたしました。

平成28年度当初予算は、一般会計218億3,000万円、特別会計127億3,966万9,000円、企業会計59億7,109万7,000円、全会計合計で405億4,076万6,000円となり、前年度と比較して4.1%、15億8,000万円増加の積極型予算であります。

一般会計において歳入の根幹となる市税は、法人市民税の税制改正による法人税割の税率引き下げの影響から、市税合計でマイナス約3億円、前年度対比2.4%の減少となっております。

一方、国庫支出金や繰入金、市債につきましては、継続中の大型建設事業である新所原駅周辺整備事業や避難施設整備事業、道路維持補修事業等の投資的経費が増加となったことで、前年度より増額となっております。

また寄附金につきましては、引き続きふるさと納税制度を強力に推進することで、27年度実績と同額を見込みました。

歳出では、公債費が前年度に引き続き減少となりますが、一方で大型事業による普通建設事業費が増加となり、福祉や医療などの社会福祉保障費も増加傾向となっております。

本予算については、市民が将来に向かって夢と希望を持てる社会の実現のために、安全・安心と少子化対策・子育てに着目した事業の展開や諸施策に、可能な限り予算を配分いたしました。

次に新年度の予算案であります。

本市の新・総合計画の施策体系に示されました7つの「協働でめざすまちの姿」に沿って御説明申し上げます。

まず、まちの姿1のひとが育つまちであります。今と未来を担うのは人です。次代を担う子供たちはもちろん、今を生きる人全てがいつでも成長できるまちづくりに努めてまいります。

1つ目は、本市が生んだ世界の発明王・豊田佐吉翁、生誕150年の記念式典を開催し、翁の功績と遺徳を今に引き継ぎ、世界に開かれた高い志を持った子供たちを育てるため、年間を通して各種事業を実施いたします。

2つ目は、安心して学習できる教育環境の整備を進めるため、新居小学校の校舎ガラス飛散防止対策

を実施します。

3つ目は、子供を健やかに育てるために、個に合った学びを充実させるため、一人一人の学習を支援する特別支援教育推進事業を拡充いたします。

次に、まちの姿2のふれあいあふれる、はつらつとしたまちであります。健康づくりの機会を提供するとともに、地域福祉はみんなで支えて、誰もが優しくはつらつと暮らせるまちづくりに努めてまいります。

1つ目は、女性が安心して市内で出産できるよう、産婦人科医院の設置に向け公募を行い、助成をしております。

2つ目は、母と子を大切にするまちとして、児童手当や子ども医療費助成、就園助成のほか、子育て支援手当を初めとした子育て支援策を引き続き行ってまいります。

3つ目は、障害者の自立を支援するための介護・訓練等給付費の支給や生活困窮者に最低限度の生活を保障するとともに自立を助長してまいります。

4つ目は、疾病の予防と早期発見に努めるために、予防接種や各種がん検診を行ってまいります。

次に、まちの姿3の安全で安心して暮らせるまちであります。防災や防犯、交通安全などへの不安がない安全で快適なまちづくりに努めてまいります。

1つ目は、多様化する災害、増加している高層階の建物に対応するため、最新の資機材を整備したはしご車を配備し、消防力の充実強化を図ってまいります。

2つ目は、地震対策費として津波避難施設空白区域である住吉地区に命山を、日ヶ崎地区に津波避難タワーを順次整備してまいります。

3つ目は、情報伝達のかなめとなる同報無線をアナログ波からデジタル波へ変更する通信施設整備事業を継続して行います。

4つ目は、地域の防災の中心となって活動していただいております消防団員の報酬を見直し、団員確保及び地域防災力の向上を図ります。

次に、まちの姿4の自然と環境に配慮したきれいなまちであります。未来の子供たちに自信を持って残せる自然と環境に配慮したまちづくりに努めてま

います。

1つ目は、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減や省エネルギー対策を推進するため、太陽光発電などの新エネルギー機器の導入のほか、新たに省エネ型高効率給湯器や蓄電池の設置などの補助を行います。

2つ目は、省エネルギー化、バリアフリー化のための住宅リフォームを実施する者に対して補助を行い、リフォームを促進し、市民の居住環境の向上を支援してまいります。

3つ目は、循環型社会の構築を目指して、さらなるごみの分別や減量及び資源化を推進してまいります。

次に、まちの姿5の調和のとれた便利なまちであります。便利な暮らしを実現するため、生活基盤や環境の整備を進め、働きやすく暮らしやすいまちづくりに努めてまいります。

1つ目は、快適な住環境とするため、引き続き新所原駅周辺整備事業や平成28年8月の完成を目指している衛生プラント施設改修事業を継続して実施します。

2つ目は、身近な環境である生活道路につきまして、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁点検を実施し、計画的に修繕工事を行うとともに良好な路面及び排水路の維持に努めてまいります。

3つ目は、津波区域の工場が内陸部に移転したいという要望に対応するため、50ヘクタール級の工場団地計画を推進していきます。

次に、まちの姿6の産業の発展や交流による活力あふれるまちであります。人々の生活を支える産業が、ともに安定・発展し、多くの人が集い交流する活力のあるまちづくりに努めてまいります。

1つ目は、本市における産業活動を大いに支援するとともに新たな雇用の創出を図るために、引き続き企業立地促進奨励金を交付してまいります。

2つ目は、農業経営の改善及び耕作放棄地の解消等に取り組む農家及び新規就農者を支援し、農業経営の基盤強化を図ってまいります。

3つ目は、女性活躍推進事業として、女性の再就職支援及び男女がともに働きやすく多様な人材が活

躍できる職場づくりの支援を行ってまいります。

次に、まちの姿7の歴史・伝統・文化を生かし次世代に継承するまちであります。先人から受け継いだ歴史・伝統・文化を生かし、次世代に継承するまちづくりに努めてまいります。

国の特別史跡である新居関所の保全に努めるとともに、地域の歴史史料を大切に保存継承してまいります。

以上、7つのまちの姿に即しまして、平成28年度一般会計予算案の主な取り組みについて御説明申し上げます。

今後も社会保障経費の増加や公共施設マネジメント事業による更新需要等、投資的経費の増加が見込まれますが、直面する課題に的確に対応し、「市民協働で創る市民が誇れる湖西市」の実現に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

また、これを支える持続可能な財政基盤の確立に向け、めり張りのある行財政改革に取り組むとともに、将来負担等の中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

以上、平成28年度に向け、私の市政に対する基本的な姿勢を述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第1号 湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第1号につきまして御説明申し上げます。

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、総務省自治税務局通知により適用開始時期が平成28年1月1日に定められ

たことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正をする必要が生じました。

通知による適用開始時期が、平成28年1月1日と定められているものであり、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、御報告し承認をお願いするものであります。

改正の内容は、市民税、特別土地保有税にかかる減免申請における個人番号の記載をしないとするものです。

詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 補足説明させていただきます。

改正の内容は、市民税、特別土地保有税にかかる減免申請において、個人番号の取り扱いについて見直しを行うものでございます。当該事項は、先般の12月議会において議決いただきました湖西市税条例の一部を改正する条例を改めて改正させていただくものでございます。

先般の改正で、平成28年1月以後に納税義務者から申請を受ける手続においては、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることと改正させていただきましたが、国において平成28年度与党税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、平成28年1月以後に納税義務者から申請を受ける手続において、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者の負担を軽減するため、国税における取り扱いと同様に個人番号の記載を要しないとする改正であります。

与党税制改正大綱により、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、総務省自治税務局通知により適用開始時期が平成28年1月1日に定められたことに伴い、市議会を招集するいとまがありませんでしたので、

地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告し、御承認をお願いするものであります。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年1月1日以降に所有または取得した土地に対しては、平成15年度分以降は当分の間課税を停止し、新たな課税を実施しないことを附則第14条の2で規定しているものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第1号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第2号 湖西市職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第2号につきまして御説明申し上げます。

平成26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、平成28年4月1日から、職員で退職後営利企業等の地位についているものは、離職前5年間在籍していた執行機関の組織の職員等への当該営利企業との契約等に関する依頼等を、離職後2年間制限されることになりました。さらに、市の内部組織の長である部長等につきましては、離職前5年間より前の職務に関しても依頼等の制限がされることになりました。

この改正法により、部長等と同様に制限される職として必要がある場合には条例で規定できることとされておりますので、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長または課長の職に該当する職として、当市の課長職についても部長等と同様の制限を行うこととし、本条例を制定するものであります。

第1条につきましては、改正後の地方公務員法第38条の2の規定により、本条例の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、地方公務員法に規定するもののほか、当市の規則で定める課長等につきましても、離職前5年間より前の職務に関しても依頼等の制限がされることを規定するものであります。

また附則につきましては、平成28年4月1日から施行することを規定するものであります。以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第3号 湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第3号につきまして御説明申し上げます。

平成26年に、消費者の安全確保を目的とする消費者安全法が改正されました。これにより、政令によって定められた施行日である平成28年4月1日以降、

消費生活センターの組織及び運営事項を条例によって定めることが義務づけられました。

消費生活センターとは、地方公共団体が設置している行政機関で、住民の消費活動に関する苦情相談、啓発活動や情報提供などを行っており、湖西市におきましては消費生活相談室という名称で事業を行っております。

なお詳細につきましては市民経済部長から補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長に補足説明を求めます。市民経済部長。

〔市民経済部長 青島一郎登壇〕

○市民経済部長（青島一郎） それでは補足説明をさせていただきます。

新規条例であります。議案書の9ページをごらんいただきたいと思っております。

消費生活センターは、各地方公共団体によって設置されておりますが、ほとんどの自治体が設置規則によって定めている状況であり、湖西市においても苦情相談に従事する相談員の設置規則や事業の実施要項を定めて運営しているところであります。

今回の条例義務化は、自治体によってその位置づけがさまざまであるという実態から、消費生活センターの事業内容の明確化を意図して公布されたものであります。

本条例案の内容といたしましては、相談員の任用要件や処遇を定めるということが主となっております。

第1条は趣旨規定であります。この条例は消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき制定するという根拠を記したものであります。

第2条は、消費生活センターを設置した際に公示すべき事項を定めるものであります。なおセンターの開設日等の内容は、運営に柔軟性を持たせるために条例によって明文化せず、現在と同様に実施要項によって定めることといたします。

第3条は、消費生活センターの事務処理を行うためのセンター長及び事務職員の配置を定めるものであり、所管課であります商工観光課の課長と職員が

この任に当たります。

第4条は専門職員である相談員の任用資格について定めるものであります。原則として、相談員は消費生活相談員資格試験に合格した者を任用すると定めます。ただし、不測の事態により相談員が欠けた場合、人員の確保を迅速に行う必要があるため、試験合格者と同等以上の専門知識があると認められれば例外的に相談員として任用できることといたします。

第5条は、相談員の専門性を高めるために、長期の任用を妨げないという旨を定めるものであります。

第6条は、事務職員及び相談員の知識・技術の向上を図るため、研修の機会を確保するという旨を定めるものでございます。

第7条は、相談受付によって得た情報を、滅失・漏えい等をしないように適切に管理するという旨を定めるものであります。

附則は条例の施行日を定めるものであり、平成28年4月1日から施行するものといたします。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第4号 湖西市行政不服審査法施行条例制定について及び日程第8 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての2件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第4号及び議案第5号の2議案につきまして一括して御説明申し上げます。

市に対する不服申し立てについては、行政不服審査法に定められております。この行政不服審査法が平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。同法の改正は約50年ぶりの抜本的な改正であり、行政不服審査制度が大きく変わります。

この行政不服審査法の改正に伴い、同法の施行条例を制定するとともに関係する条例の一部改正を行うものであります。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 補足説明させていただきます。

まず初めに、行政不服審査制度につきまして簡単に御説明申し上げます。

行政不服審査制度とは、市が行った処分について、市みずからがその処分を見直す制度になります。市民は、この行政不服審査制度を利用して、市が行った処分に対して不服の申し立てができます。市は、不服を申し立てられた場合は、その処分に違法性がないか、その処分は妥当であったかどうかを審理し、その結果を申し立てを行った者に答申することとなっております。

ここからは、改正前の行政不服審査法を旧法、改正後の行政不服審査法を新法として御説明申し上げます。

旧法においては、処分に関与した者が審理する可能性があり、事実、当市においても処分をした担当課が審理担当課となり、不服の申し立てがあった場合は、その処分について審理をしておりました。これが旧法の大きな問題点であり、審理の公正性に欠けるものであります。

それでは行政不服審査法の主な改正点を御説明いたしますので、参考資料の10ページをごらんください。

旧法と新法の比較の表をごらんください。

まず不服申し立ての基本構造につきまして、旧法では審査請求と異議申し立てという言葉を使い分けておりましたが、新法ではそれらが審査請求という言葉に一元化されます。これに伴い、不服申し立てに対する答申も、裁決という言葉に一元化されます。

次に審理の主宰者につきましては、審理員制度と

いうものが新たに設けられ、審理員が審理をすることとなります。この審理員は、職員の中から指名することとなっております。表にも記載しておりますが、処分に関与した者は審理員にはなれませんので、より公正な審理を行うことができるようになります。

さらに第三者機関への諮問制度が新たに設けられましたので、審理員制度とともに現行の制度に比べ、より一層公正な審理制度となります。この第三者機関につきましては、今回の湖西市行政不服審査法施行条例の中で湖西市行政不服審査会として設置いたします。

続いて、審査請求期間が60日から3カ月に延長されることで、行政不服審査制度の利便性が向上することとなります。

最後に提出書類等の閲覧・謄写制度についてでございますが、不服申し立てをした者は、旧法においては閲覧のみ可能でしたが、新法においては提出書類等の写しの交付を求めることができるようになります。この写しの交付についての手数料は、実費の範囲内で条例で定めるということになっておりますので、今回の条例で定めようとするものであります。

以上が旧法と新法の比較になりますが、これらの改正に伴い、議案第4号において湖西市行政不服審査法施行条例の制定を、議案第5号において関連する13の条例の一部改正をまとめた行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を行うものであります。

それでは、まず議案第4号 湖西市行政不服審査法施行条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページをごらんください。

ここからの説明においては、行政不服審査法のことを単に法と呼ばさせていただきます。また、改正後の行政不服審査法は新法と呼ばさせていただきます。

行政不服審査制度に関することは法に定められておりますが、審理手続における提出書類等の写しの交付に係る手数料については、市の条例で定めなければなりません。また第三者機関である審査会は、市の附属機関になりますので、こちらも条例で定めることとなっております。この手数料と審査会につ

いてを湖西市行政不服審査法施行条例において定めるものであります。

それでは第1条から順に御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨に関するもので、第2条は、用語の定義に関する規定であります。

第3条は、審理員に対する提出書類等の写しの交付手数料を定める規定になります。手数料の額については、湖西市情報公開条例に基づく公文書の写しの作成に要する費用と同額としております。白黒は1枚10円、カラーは1枚50円として、別表に定めるものであります。

なお、地方自治法第258条第1項は条例の制定または改廃の請求者の署名簿の署名に係る不服申し立てについて、公職選挙法第216条第1項は議員及び市長の選挙の効力等に関する不服申し立てについてであります。

第4条は、第3条に規定する手数料の徴収に関する規定であります。提出書類等の交付の際に徴収するものであります。

第5条は、手数料の減免に関する規定であります。経済的に困難な場合に限り提出書類等の交付の求め1件につき2,000円を限度とし、手数料を減免するものであります。

第6条は、提出書類等の交付を送付により行う場合は、手数料のほか送付に要する費用を納めなければならないとするものであります。

第7条は、審理手続における第三者機関として、市に湖西市行政不服審査会を設置するものであります。

第8条は、審査会の委員を3人とするものであります。

第9条は、審査会の委員についての規定でありまして、任期を3年とし、また同条第6項において、委員の守秘義務について定めるものであります。

第10条は、審査会の会長及び職務を代理する者についての規定であります。

第11条は、審査会の庶務を総務部において処理することとするものであります。

第12条第1項は、審査会における主張書面等の写しの交付に係る手数料の額、徴収、減免に関する規

定で、第3条から第5条までに規定する審理員等における手数料の額等の規定を準用し、同様の規定とするものであります。

第12条第2項は、審査会における主張書面等の交付を送付により行う場合の送付に要する費用について、第6条の規定を準用し、同様の規定とするものであります。

第13条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任しようとするものであります。

第14条は、第9条第6項に規定する守秘義務に違反した場合の審査会の委員に対する罰則規定であります。懲役の年数、罰金の額については、地方公務員法において規定する地方公務員の守秘義務違反に対する罰則と同様とするものであります。

附則第1項は、この条例の施行期日を新法の施行期日と同様の平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、委員の委嘱に関する規定でありまして、平成28年4月1日から委嘱に向けて、条例の施行前においても委員の選任等の事務を進めることができるように規定するものであります。

続いて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明申し上げます。議案書の15ページ、参考資料の11ページをごらんください。

この条例は、法の全部改正に伴い改正が必要となる13の条例の一部改正をまとめて行うものであります。それぞれの条例の一部改正を1条ずつ13条立てて規定しておりますので、順に説明をさせていただきます。

まず第1条は、湖西市情報公開条例の一部改正であります。湖西市情報公開条例に基づく公文書の開示決定等に係る審査請求につきましては、湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することとなり、法の改正後も湖西市行政不服審査会ではなく、湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することとなります。また審理員制度もこの条例には適用しませんので、改正後の第17条として審理員制度の適用除外に関する規定を設け、第18条には湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問についての

規定をするものであります。それ以外の改正については、法の改正に伴う用語の改正になります。

次に第2条は、湖西市個人情報保護条例の一部改正であります。この改正につきましては、先ほどの湖西市情報公開条例の改正と同様の改正内容となり、改正後の第43条で審理員制度の適用除外に関する規定を行います。また改正後の第44条で個人情報の開示決定等に対する審査請求については、従来どおり湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問する旨を規定するものであります。それ以外の改正については、法の改正の伴う用語の改正になります。

次に第3条は、湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正であります。基本的な改正内容は、法の改正に伴う用語の改正となります。

第14条の罰則規定の改正につきまして御説明申し上げます。この罰則規定は、湖西市情報公開・個人情報保護委員会の委員に対する罰則規定でありまして、第12条に規定する守秘義務に違反した場合の罰則であります。罰金の額につきましては、地方公務員法による公務員の罰金の額と同額としておりましたが、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から50万円に引き上げられます。これにより、湖西市情報公開・個人情報保護委員会の委員に対する罰則も50万円に引き上げようとするものであります。

次に第4条は、湖西市行政手続条例の一部改正であります。この条例の改正につきましては、法の改正に伴い改正された行政手続法に規定する文言に合わせようとするものであります。

次に第5条は、湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。湖西市税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関として、湖西市固定資産評価審査委員会が設置されております。固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の申し出及び固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続につきましては、地方税法第432条第2項及び第433条第11項の規定により法の規定を準用することとなっておりますので、新法の規定に合うように条例の改正を行うものであります。

第4条の改正は、審査の申し出につきまして新法

の規定に合わせるものであります。

第6条の改正は、オンラインによる弁明書の提出を認めるものであります。

新たに加える第10条の規定は、新法において可能となった証拠書類等の写しの交付の手数料を定める規定であります。この手数料につきましては、湖西市行政不服審査法施行条例において規定する手数料と同額とし、別表に定めるものであります。

新たに加える第11条の規定は、手数料の減免に関する規定であります。これについても湖西市行政不服審査法施行条例において規定する手数料の減免と同様の規定とするものであります。

第10条以下につきましては、手数料に関する第10条及び第11条を加えることにより、それぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に第6条は、湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。この条例の改正につきましては、異議申し立てと審査請求が審査請求に一元化されたことによるもので、審査請求と異議申し立てをまとめて不服申し立てと呼んでいたものを、審査請求に改正するものであります。

次に第7条は、湖西市職員の給与に関する条例の一部改正であります。この条例の改正につきましては、法の全部改正に伴う法律番号の変更及び条ずれを解消しようとするものであります。

次に第8条は、湖西市国民健康保険税条例の一部改正であります。さきに説明したとおり、不服申し立てを審査請求に改正するものであります。

次に第9条から第11条までにつきまして、まとめて説明申し上げます。

改正する条例は、市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、県営土地改良事業分担金徴収条例、湖西市農林水産事業費分担金徴収条例であります。

改正の内容は、異議の申し立てを審査請求に、審査請求期間の60日以内を3カ月以内に改正するものであります。

次に第12条は、湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。この条例の改正については、異議申し立てを審査請求に改正するものであり

ます。

最後に第13条は、湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正であります。この条例の改正につきましては、法の全部改正に伴う法律番号の変更及び条ずれを解消しようとするものであります。

続いて附則につきまして御説明申し上げます。

附則第1項は、この条例の施行期日を新法の施行の日と同日の平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項から第4項までにつきましては、新法は平成28年4月1日以降に行われた処分に対する不服申し立てから適用され、平成28年3月31日までの処分に対する不服申し立てにつきましては旧法が適用されることから、この条例の施行前の処分につきましては従前の例によるものを規定するものであります。

附則第5項は、この条例の第3条、湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正の中で改正する罰則に対するものでありまして、罰金の額を引き上げる改正を行いますが、その改正後の罰則につきましては平成28年4月1日以降の行為に対して適用するものであり、平成28年3月31日までの行為に対する罰則については従前の例によるものとする規定であります。以上で補足説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第9 議案第6号 湖西市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第6号につきまして御説明申し上げます。

現在、地方公務員法の規定により、湖西市職員の勤務時間、休憩等に関する条例を制定していますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、根拠としていた条項が変更されることから、所要の改正をするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 先ほど、提案で申し上げました勤務時間、休憩と申しましたが、休暇の間違いでございます。勤務時間と休暇に関する条例のことでございます。失礼いたしました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第7号 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第7号につきまして御説明申し上げます。

現在、地方公務員法の規定により、人事行政の運営等の状況の公表を行っておりますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、公表事項に人事評価の状況及び退職管理の状況を加えるものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第8号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12

議案第9号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第13 議案第10号 湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての3件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第8号から議案第10号までの3議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

平成27年8月6日、人事院は、民間給与との較差を考慮し、本年度分の月例給及び勤勉手当の引き上げを勧告しました。

具体的な内容といたしましては、俸給表水準を平均0.4%引き上げるとともに、勤勉手当を年間0.1月分引き上げるといふものであります。

本市におきましても情勢適応の原則に基づき、職員の給料及び諸手当、市三役の期末手当につきまして、今回の人事院勧告に係る国の取り扱いに準じた改正を行おうとするものであります。

また地方公務員法が平成28年4月1日に改正されることに伴いまして、条例で等級別基準職務表を規定するとともに、条項を改正後の法に合わせようとするものであります。

さらに、議員の皆様は国家公務員指定職の支給率に準じて支給しておりますが、人事院勧告において当該支給率に0.05月分の引き上げがあったため、これに準じた改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 補足説明させていただきます。

それでは、議案第8号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから説明申し上げます。

議案書の26ページから27ページをごらんください。参考資料は37ページからとなります。

第1条は、議員の本年度12月支給分の期末手当を0.05月分引き上げる改正であります。

第2条は、議員の平成28年以降の期末手当について、6月支給分を0.025月分引き上げ、12月支給分を0.025月分引き下げる改定であります。

附則は、第1条を平成27年12月1日から適用し、第2条を平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の28ページから29ページ、参考資料は39ページからとなります。

第1条は、市長、副市長及び教育長の本年度12月支給分の期末手当を0.1月分引き上げる改正であります。

第2条は、市長、副市長及び教育長の平成28年以降の期末手当について、6月支給分を0.05月分引き上げ、12月支給分を0.05月分引き下げる改定であります。

附則は、第1条を平成27年12月1日から適用し、第2条を平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号 湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の30ページから43ページ、それから参考資料は41ページからとなります。

まず第1条の一部改正であります。第21条及び附則第6項の改正は、12月支給分の勤勉手当の引き上げでありまして、再任用職員を除く職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。

別表の改正は、行政職給料表（1）につきまして、初任給を2,500円引き上げるなど平均0.4%引き上げ、

医療職給料表（3）につきましても、行政職給料表（1）との均衡を考慮して引き上げるものであります。

次に第2条の一部改正であります。第1条、第3条及び別表第3の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴うものでありまして、第1条の改正は、湖西市職員の給与に関する条例は地方公務員法の規定により制定していますが、根拠としていた条項が変更されることから所要の改正をするものであります。また第3条の改正は、地方公務員法において、給与に関する条例に等級別基準職務表を規定するものとする改正されたため、現在規則において定めていた同表を別表第3として条例で規定するものであります。

第21条及び附則第6項の改正は、平成28年6月以降の勤勉手当につきまして、平成27年の支給と比較し、再任用職員を除く職員は6月支給分を0.05月分引き上げ、12月支給分を0.05月分引き下げ、再任用職員は6月支給分を0.025月分引き上げ、12月支給分を0.025月分引き下げるものであります。

次に第3条の一部改正であります。異動に伴い住居を移転し、配偶者と別居することになった職員に支給する単身赴任手当について、手当額を段階的に引き上げるものであります。

次に附則であります。第1項は本条例の第1条及び第3条を公布の日から施行し、第2条を平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、本条例の第1条の適用日につきまして、給料表の改正は平成27年4月1日とし、勤勉手当の改正は平成27年12月1日とするものであります。

第3項は、本条例適用前に支給した給与は本条例適用後の給与の内払いとするものであります。以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第11号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第11号につきまして御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴いまして、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、今回提案させていただくものであります。

改正の内容は、地方税法施行令のとおり、基礎課税分の課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金分の課税限度額を14万円から16万円に引き上げようとするものであります。

なお、保険税率につきましては平成28年度においても基金の活用により据え置きとするものであります。

この改正案につきましては、平成27年12月24日に開催した湖西市国民健康保険運営協議会でも御協議いただき、承諾を得ております。また、保険税減免申請の提出期限につきましては、湖西市税条例と整合性を図るものであります。

附則につきましては、本条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第12号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第12号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向

上に関する法律の施行と長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の制度改正に伴い、湖西市手数料徴収条例を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、建築物の省エネ基準への適合性審査や制度改正により、既存住宅の増改築にも適用される長期優良住宅の認定、また簡易な評価方法による低炭素建築物認定のための申請手数料を定めるものであります。

なお、手数料の金額は静岡県と同額とするものです。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第13号 湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第13号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、幼稚園における一時預かり事業につきまして、夏季休園日等の長期休園日における一時預かり事業を平成28年度から実施するため、その保育料として1日1,000円の保育料を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第14号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第14号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業等の事業所を運営するに当たり、当該事業所に勤務する保育士の数の算定につきまして、准看護師も保育士とみなすことができると追加規定するものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第15号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第15号につきまして御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年3月議会において湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定を行いました。条例の規定中、所得割非課税世帯の利用者負担額に対する規定の誤りがありましたことから、今回、一部改正について提案させていただくものであります。

改正の内容は、本条例の教育標準時間認定を受けた子供に係る利用者負担額について、所得割非課税世帯を第2階層に含めるよう規定するものであります。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から遡及適用しようとするものであります。

なお詳細につきましては教育次長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは補足説明をさせていただきます。

政令において市町村が定める利用者負担額は、政令で定める上限を超えることはできないと規定されていますが、現規定により所得割非課税世帯、これは均等割のみの課税世帯でございます、の利用者負担額を算定いたしますと、政令で定める利用者負担の上限を超えてしまうため、所得割非課税世帯を第2階層に、市民税が非課税である世帯に含めるよう規定するものであります。

今後、二度と誤りのないよう細心の注意を払い、職務に遂行するよう努めます。まことに申しわけございませんでした。

なお、返還等の事務につきましては、条例改正議決後、速やかに対応したいと考えてございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。ただいまの議案につきまして、幾つかちょっとお聞きしたい点がございますので、よろしくお聞きいたします。

本条例につきましては、新条例だったというふうには記憶しておりますけど、新条例制定におけるルール、基準は定めてあるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは楠議員の質疑に回答いたします。

条例制定にルールはあるかというお話でございますけれども、当然湖西市には条例を制定する場合のルールはございます。

今回の条例に誤りがあったという点については、実の話、本来なら準則が国・県から流れるところ、この条例につきましては制度のほうの設定が先で、準則のほうが届いてなかったというところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ルールがあって、通常であれば準則に従って条例を制定するという事なんですけれども、今回はイレギュラーで準則がおくれてしまったということなんですけれども、準則がおくれた場合の条例制定にルールはありますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 準則がおくれた場合といえますか、準則があろうが、担当課の担当職員が一番中身をわかってるものですから、担当課のほうで条例のほうを書き込んで、それを順次上司が確認して、正案にしていくというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 質問の意味が伝わってなかったと思うんですけれども、準則がない場合の新条例制定についてのルールが定めてあるかどうかをお聞きしています。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは答弁、総務部長。

○総務部長（山本英俊） 市のほうでは例規審査委員会等がございまして、この庶務を総務課、総務課長がトップとなっておりますが、そういう立場上、私のほうから回答させていただきます。

これ準則があるなしにかかわらず、ないものもあります。ですから、それ来ないとかでなくて、今回ないものだと聞いておりますので、ですから今回のこの別表の区分でございまして、なかなか例規審査の中では条例のつくり方とか、ルールとか、文章の表現とか、そういったものが中心となりますので、改めてそういった参考資料として届けば、例規審査委員会の中で十分議論ができるんですけども、今回においては担当者のほうで既にその別表のほうはつくられてきております。当然、先ほど教育次長も申したとおり、担当が一番法律そのものを知っておりますので、つくり方とかそういうことではありませんけれども、そこでやはりチェックをさせていただかないと、なかなか今の例規審査の中で今回のような事例を発見するのは少し難しいかと思われま

せん。だつて、改めまして幹部集会の席で、特に例規審査で漏れやすくなる部分というのがありますので、担当のほうでダブルのチェック、それから上司のチェック、そういったものを重ねてお願いをいたしました。当然、例規審査に責任がないかというふうことではありませんので、そちらもそういうことを改めて確認するように指示をいたしました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 今部長のほうで答弁いただいたように、担当と上司でダブルでチェックをすることが、それを例規集に記載がされたですか、どうですか。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） お答えをいたします。

規定の中にはありませんが、これ当然の話なものですから、改めてそれを幹部集会においてお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 当然のことが、今回ふぐあい

に通じたと思うので、今回ふぐあいの再発を防止するためには、ちゃんと記述に残しておく必要があると思うんですね。そうしないと担当者への負担がすごく高いものになってしまうと思うんです。そういったもので、発生源と流出の対策については、しっかりと記録を残していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） 総務部長がお答えします。

済みません。記録というのをちょっと聞き間違えましたので、規定を変えたというような質問かと思いましたので。

管轄する総務課長をもとに、そちらのほうは、委員のメンバーも随時変わりますので、その都度、今回のことについては徹底させるように話をしておりますし、当然こういったことがあったということで幹部集会、課長以上おりましたけれども、そちら全員にも同様の内容を伝えたところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） これ、民間の企業ですと、リコールというのに等しいと思うんですね。しっかりと対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（二橋益良） ここでお諮りいたします。ただいま12時になりますが、この議案第15号終了まで延長させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） そのようにいたします。

それでは、そのほか質疑ございますか。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。

現行条例は準則に基づいて作成されると私は以前聞いたわけですが、今の同僚議員の質疑の答弁においては、準則はなかったということで総務部長のほうから答弁いただきました。

準則がなかったのか、あるいはさきの教育次長の答弁では準則が、制度が先で、後からおくられてきたということですけども、その点はちょっとはっきり

と説明をいただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 先ほど私が回答いたしましたように、制度が先で、準則はおくれてきました。この件につきまして、さきの議員全員協議会のほうでも多少お話しさせていただきました。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） それでは、準則はおくれてきたということですね。いつ届いたのでしょうか。例えば10月とか11月とか、その時期をまず教えていただきたいと思います。

そしてもう一つは、準則が来たからその違いを見出したのか、あるいは制度をいろいろチェックしていく中において、ここはちょっと間違ってるなど、ここは修正しなければというように気づかれたのか、そこら辺の間違いというのですか、違いを見つけたときの経過をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 準則の到着時期は、ちょっと今手元に資料がありませんので確認しないとわからないですけども、今回誤りに気づいたのは、実は今ちょうど次の子育て支援施策の中で、幼稚園の保育料が今現在、2子が半額、3子がゼロというふうになっておりますけども、これが所得制限が撤廃されるような制度改正が今、国のほうで議論されてまして、それが本来ならこの3月定例議会のほうに間に合えば議案のほうの提案をしたかったんですけども、今言うようにちょっと制度がまだはっきりしないとか、定まっておりますので、その準備をする中で、ことし1月になりまして、ここはおかしいというところで、課長代理が準備する中で気がついたというのが経緯でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 準備を進める中でその違いに気づかれたということですか。準則がいつ届いたかというその時期を云々するわけではございませんが、さきの楠議員の質疑の後追的な要素になりますけども、準則等に基づいて、いわゆる制度の趣旨に基づいて、公布、施行された条例は、いわゆる間違い

はないと、こういうことに信じて事務を進めてこられたわけですけども、現実ではそうではなかったと、こういうようなことでございますので、言うなれば一種の、もう少し早くに見つけるように、事務上のミスとまで言わないですけども、それに準じるものではないかなとこう考えるわけです。

したがって今回の一連の現実をどのように認識して、今後このようなことの再発を防ぐためにどのようにしていくかという、そういう具体的な考えがあれば、ここのところで説明いただければ、ほかの同僚議員も皆さん方も納得されるのではないかなと思うわけですけども、そこら辺について、どうこれを認識して、どう今後再発を防ぐために持っていくかと、そこら辺の具体的な考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 再発防止につきまして、先ほど総務部長のほうからも発言ありましたけれども、やはり一番法律に精通しているのは担当者でございますけれども、担当者が提案したものを必ず上のほうで代理なり係長なり課長なり、また部長がしっかりとチェックをかけて、例規審査会のほうに上げていくというふうにしなければいけないということを改めて今思っております。

今後二度とないように、しっかりとチェックしていきたいと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） もう一点だけお願いします。関係される市民の皆さんに、どのように説明をして、どのように事務作業を進めていくかということでございますが、問題は、混乱が生じたり、市に対する不信を招かないように、しっかりとしていく、そういう配慮が大事ではないかなと考えますが、この点についてどのように考えておられるか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 間違いが今回ありましたお宅には、議決をいただいた後、速やかに各家庭を訪れて、口頭で説明をしながら、また文書もお持ちして、おわびを申し上げたいというふうにして

ございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） ただいま答弁で述べられたことの実践を信じて、私の質疑を終わりたいと思います。いわゆる市民の皆さんに不信を抱かないようなそういう最大の御配慮をいただくことを信じたいと思います。質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第15号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、午前中に引き続き会議を再開いたします。

冒頭ですけれども、吉田議員における答弁に訂正がございましたので、教育次長の発言を許可いたします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 済みません。午前中の吉田議員の質疑の答弁の中に、私が準則がおくれてき

たという発言をしたと思いますけれども、確認いたしましたら、準則はございませんでした。以上です。訂正しておわび申し上げます。

○議長（二橋益良） 吉田議員、よろしいですか。

○8番（吉田建二） はい。

○議長（二橋益良） それでは、日程第19 議案第16号 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第16号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、市営住吉西南住宅及び住吉西北住宅の廃止に伴い、湖西市営住宅設置条例を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、別表から住吉西南住宅及び住吉西北住宅を削除するものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第17号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第17号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は2点でございます。まず第1点目は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年12月16日に公布され、市が条例で定めることにより介護認定審査会の委員の任期を3年以下にすること

が可能となったため、委員の任期を3年と規定するものであります。

2点目は、現在経過措置規定により事業実施を猶予しております在宅医療・介護連携推進事業ほか2事業につきまして、その猶予期間を改正しようとするものであります。

なお詳細につきましては健康福祉部長から補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高柳益彦登壇〕

○健康福祉部長（高柳益彦） 補足説明させていただきます。

第2条第2項は、介護認定審査会の委員の任期を3年として新たに規定を加えるものであります。従来は厚生労働省老健局長通知によりその任期を2年として運用しておりましたが、今回の改正によって委員の専門性の確保と審査結果の平準化を一層促進することを期待されるものであります。

同条第3項は、第2項の追加による項ずれを改めるものであります。

第3条第1項は、第2条第2項の追加により表記を改めるものであります。

附則第14条は、第2項在宅医療・介護連携推進事業、第3項生活支援体制整備事業、第4項認知症総合支援事業、以上3事業の経過措置猶予期間を平成28年3月31日までとし、事業開始を平成28年4月1日と改めるものであります。

条例上、事業開始時期を明確にすることにより、今後準備経費を含めた事業費に対して、国・県の交付金が交付されるものであります。

附則といたしまして、本条例は平成28年4月1日から施行とし、附則第14条第2項から第4項までの規定は公布の日から施行とするものであります。

また、施行の日前の介護認定審査会の委員の任期につきましては、従前の例によるものであります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第18号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第18号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が交付され、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が整備されました。これに伴い、湖西市火災予防条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第22 議案第19号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第19号につきまして御説明申し上げます。

参考資料の93ページをごらんくださいませ。

開発行為による宅地造成の完成に伴い、移管された道路4路線を新たに市道として認定しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第23 議案第20号 字の区域の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第20号につきまして御説明申し上げます。

プライムアースE Vエナジー株式会社南側に位置する旧豊栄農場跡地の大規模な土地開発区域については、面積約3万1,000平方メートル、104区画の予定で、住宅地開発が行われております。現在は、大字新所・岡崎・梅田入会地字新古、及び大字岡崎字新古、もう一つが大字岡崎字小俣が混在している区域であります。

この区域に今後入居される方については、大森自治会に編入することが調整済みであり、大森自治会長などから、字名を大字岡崎字大森に統合することについての要望が出されており、字名を統合することは、自治会の運営、居住者の利便性の向上につながるものと考えました。

以上のことから、区域内の大字新所・岡崎・梅田入会地字新古、及び大字岡崎字新古、及び大字岡崎字小俣の土地について、大字岡崎字大森に統合するよう字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第24 議案第21号 平成27年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第21号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億8,066万7,000円を増額し、総額を216億7,849万8,000円にしようとするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、市債を増額し、

繰入金、諸収入を減額するものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、ふるさと応援基金への積立金を計上、土地開発公社所有の土地を買い戻すための土地購入費を計上、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給のための経費を増額、保険基盤安定の制度改革に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金を増額、緊急地震・津波対策基金の残額を県に返還するため返還金を計上、人事院勧告に合わせた給与改定等による人件費を増額するものであります。

また債務負担行為の追加1件と歳入歳出予算の補正に合わせた地方債の追加2件、変更5件を予定しております。繰越明許費につきましては、年度内に支出が終わらない見込みの7件を予定いたしております。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） それでは補足説明をさせていただきます。

初めに第2表、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。議案書の99ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度民間保育園等施設整備事業は、微笑保育園改築費用に伴う利子補給のため、債務負担行為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成46年度まで、限度額は174万7,000円であります。

次に第3表、地方債の補正について御説明申し上げます。

港湾施設等管理運営事業及び減収補填債に係る起債を追加し、道路整備事業、新所原駅周辺まちづくり事業、地震対策事業、新居小学校体育館天井落下防止事業、新居中学校武道場天井落下防止事業に係る起債の限度額をそれぞれ減額しようとするものであります。

続きまして第4表、繰越明許費について御説明申

し上げます。議案書の100ページをお開きください。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、年度内にその支出が終わらない見込みのごらんの7事業、2億8,185万5,000円を翌年度に繰り越しさせていただくものであります。

続きまして、歳入歳出の予算補正について御説明申し上げます。議案書は96ページからとなります。

初めに歳出について御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては各目での説明を省略させていただき、一括して最後に説明をさせていただきます。

それでは補正予算に関する説明書14、15ページをごらんください。参考資料は101ページからとなります。

2款1項4目財政管理費の財政事務費の補正額は2億5,399万6,000円の増額で、ふるさと納税関連経費及びふるさと応援基金への積立金を計上するものであります。

16、17ページをごらんください。

財政調整基金積立金の補正額は55万5,000円の増額で、基金利子の確定に伴い積立金を増額するものであります。

次に、公共施設整備基金積立金の補正額は3,071万7,000円の増額で、公共施設整備推進のため入札による差金を積み立て、新所原駅周辺整備事業に対する寄附金、地震津波対策に対する寄附金及び基金利子の確定に伴い積立金を増額するものであります。

次に、減債基金積立金の補正額は8万円の増額で、基金利子の確定に伴い積立金を増額するものであります。

7目財産管理費の財産管理経費の補正額は4,900万円の増額で、市の依頼を受け取得した湖西市土地開発公社所有の土地を買い戻すため、土地購入費を計上するものであります。

11目情報政策費の情報化推進費の補正額は1,400万円の増額で、国の補正予算に伴い情報システムのセキュリティ強化対策を図るため、委託料を増額するものであります。

18、19ページをごらんください。

2項1目徴税費の徴税事務費の補正額は441万

8,000円の増額で、市税と国民健康保険税との収納業務一元化に伴う電算システム改修委託料を計上するものであります。

20、21ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民記録事務費の補正額は1,020万9,000円の増額で、国の補正予算に伴い個人番号カード等関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金を増額するものであります。なお財源として、国庫補助金で全額措置されるものであります。

24、25ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付事業費の補正額は1億4,342万5,000円の増額で、国の補正予算に伴い臨時福祉給付金の支給に関する経費を増額するものであります。なお財源として、国庫補助金で全額措置されるものであります。

26、27ページをごらんください。

3目国民健康保険費の国民健康保険事業費の補正額は4,957万5,000円の増額で、本年度の保険基盤安定の制度改正に伴い、保険税軽減分と保険者支援分の繰出金を増額するものであります。

7目老人福祉費の地域福祉基金積立金の補正額は3万3,000円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものであります。

28、29ページをごらんください。

11目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業費の補正額は41万円の減額で、本年度の事業費確定に伴い繰出金を減額するものであります。

次に、後期高齢者健康診査事業費の補正額は300万円の減額で、本年度の健康診査の受診実績の確定に伴い委託料を減額するものであります。

30、31ページをごらんください。

2項1目児童福祉総務費の交通遺児等愛育事業費の補正額は48万9,000円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものであります。

2目母子福祉費の母子家庭等自立支援事業費の補正額は51万3,000円の増額で、ひとり親家庭生活支援の児童訪問援助利用者の増加に伴い委託料を増額するものであります。

32、33ページをごらんください。

4款1項2目健康増進費の母子保健費の補正額は100万円の増額で、特定不妊治療費補助金申請者の増加に伴い補助金を増額するものであります。

34、35ページをごらんください。

6款1項7目土地改良費の土地改良施設管理運営費の補正額は450万2,000円の減額で、ため池ハザードマップ作成業務において、今年度はハード事業が優先され、国の予算配当がなかったことを受け、県との調整により業務を先送りしたことにより委託料を減額するものであります。

36、37ページをごらんください。

一般諸経費の補正額は44万7,000円の増額で、人事院勧告をもとに湖西用土土地改良区への人件費補助額が確定したことに伴い補助金を増額するものであります。

38、39ページをごらんください。

8款2項2目道路維持費の道路施設管理運営費の補正額は250万円の減額で、道路街路樹の植栽管理業務の入札差金による不用額を減額するものであります。

3目道路新設改良費の道路改良費の補正額は3,288万1,000円の減額で、日の岡入出知波田線道路改良事業の入札差金による不用額を減額、大森新道線道路改良事業において用地交渉が不調となったことに伴い、工事請負費及び補償費の不用額を減額、小名川12号線道路改良事業に伴う補償費の不用額を減額するものであります。

40、41ページをごらんください。

4項1目都市計画総務費の都市計画総務関係経費の補正額は1,529万円の減額で、松山茶屋松線測量設計業務の入札差金による不用額の減額及び市民等から新居関所周辺まちづくり事業補助金の申請がないため、補助金を減額するものであります。

42、43ページをごらんください。

7目公共下水道事業費の公共下水道整備事業費の補正額は44万5,000円の増額で、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う公共下水道事業特別会計への人件費分繰出金を増額するものであります。

44、45ページをごらんください。

7項1目港湾費の港湾施設管理運営費の補正額は

790万円の減額で、県施行による浜名湖整備の事業実績に伴い建設負担金を減額するものであります。

9款1項2目消防施設費の消防施設整備費の補正額は71万円の増額で、消火栓の移設工事の増加に伴い建設負担金を増額するものであります。

5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は1億7,822万3,000円の増額で、住吉地区・日ヶ崎地区避難施設に係る設計・調査業務委託料、民間避難施設整備補助金及び地域防災指導員報償費の不用額をそれぞれ減額し、県施行による急傾斜地事業の市負担金額の確定により負担金を増額するものであります。また、緊急地震・津波対策基金の残額を県に返還するため、返還金及び基金利子積立金を計上するものであります。

46、47ページをごらんください。

通信施設整備費の補正額は690万6,000円の減額で、MCA無線の再リースに伴う借上げ料及び同報無線子局デジタル化工事の入札差金による不用額をそれぞれ減額するものであります。

48、49ページをごらんください。

6目常備消防費の消防総務費の補正額は151万2,000円の減額で、出勤事案データ用ネットワークシステムの管理を情報政策課に統合し、業者への委託が不要になったことに伴い委託料を減額するものであります。

10款1項2目事務局費の育英奨学資金貸付事業費の補正額は7,000円の増額で、基金利子の増額に伴い基金会計への繰出金を増額するものであります。

3目教育指導費の教育指導関係経費の補正額は477万9,000円の減額で、新居小学校、鷺津小学校の給食業務委託の入札差金による不用額を減額するものであります。

50ページ、51ページをごらんください。

3項1目学校管理費の中学校施設管理運営費の補正額は80万3,000円の増額で、新年度における岡崎中学校と新居中学校の特別支援教室・生徒数増に備え、必要な物品を購入するための消耗品費及び備品購入費を増額するものであります。

52、53ページをごらんください。

4項1目幼稚園費の一般諸経費の補正額は400万

円の減額で、私立幼稚園就園奨励事業の補助対象者数の減少に伴い補助金を減額するものであります。

54、55ページをごらんください。

6項3目公民館費の西部公民館等管理運営費の補正額32万3,000円の増額と、8目多目的研修施設費の北部地区多目的研修施設管理運営費の補正額21万1,000円の増額は、12月の保守点検において消防法で定められた設備の不良箇所を指摘されたことに伴い修繕料を増額するものであります。

56、57ページをごらんください。

9目図書館費の新居図書館管理運営費の補正額は150万7,000円の減額で、新居図書館窓ガラス飛散防止フィルム施工工事の入札差金による不用額を減額するものであります。

7項1目保健体育総務費のアメニティプラザ管理運営費の補正額は588万6,000円の減額で、重油単価と電気量の下落により委託料を減額するものであります。

最後に、人件費の増額は3,256万1,000円でございます。その主なものは人事院勧告に準じた給与改定の影響額や今年度退職者に係る退職手当等を増額するものであります。

以上、歳出の補正額は6億8,066万7,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書は4ページ、5ページをごらんください。あわせて参考資料は97ページをごらんください。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は2,700万6,000円の増額で、本年度保険基盤安定の制度改正に伴い保険税軽減分と保険者支援分における国庫負担金を増額するものであります。

2項2目総務費国庫補助金の補正額は1,720万9,000円の増額で、国の補正予算に伴い自治体情報セキュリティ強化対策事業に対する国庫補助金の形状及び社会保障・税番号制度システム整備に対する国庫補助金を増額するものであります。

3目民生費国庫補助金の補正額は1億4,335万2,000円の増額で、臨時福祉給付金の支給に伴う国庫補助金の計上、社会保障・税番号制度システム整

備費補助金の補助対象経費が変更になったことによる国庫補助金の減額、母子家庭等自立支援事業費の増額に伴う国庫補助金を増額するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は8,813万9,000円の減額で、大森新道線道路改良事業、小名川12号線道路改良事業、道路維持補修工事、簡易舗装工事、新所原駅周辺まちづくり事業において各事業の交付決定等に伴い国庫補助金を減額するものであります。

6ページ、7ページをごらんください。

9目消防費国庫補助金の補正額は1,764万6,000円の減額で、津波避難施設及び同報無線子局デジタル化工事に対する国庫補助金の交付決定により減額するものであります。

10目教育費国庫補助金の補正額は79万2,000円の減額で、就園奨励費の減額に伴い国庫補助金を減額するものであります。

15款1項3目民生費県負担金の補正額は1,645万4,000円の増額で、本年度の保険基盤安定の制度改正に伴い県負担金を増額するものであります。

2項3目民生費県補助金の補正額は12万8,000円の増額で、母子家庭等自立支援事業費の増額に伴い県補助金を増額するものであります。

6目農林水産業費県補助金の補正額は450万円の減額で、ため池ハザードマップ作成業務において国の予算配当がなかったことを受け、間接補助である県補助金を減額するものであります。

8目土木費県補助金の補正額は22万5,000円の減額で、新所原駅周辺まちづくり事業の交付決定により、県補助金を減額するものであります。

9目消防費県補助金の補正額は35万4,000円の増額で、上田町急傾斜地測量の確定に伴い県補助金を増額するものであります。

8ページ、9ページをごらんください。

16款1項2目利子の補正額は157万円の増額で、各種基金の利子確定に伴い増額するものであります。

2項1目不動産売却収入の補正額は1,913万2,000円の増額で、市有地の売り払い実績に伴い増額するものであります。

17款1項1目一般寄附金の補正額は3億5,352万2,000円の増額で、ふるさと納税寄附金、新所原駅

周辺整備事業に対する寄附金及び地震津波対策に対する寄附金を増額するものであります。

6目民生費寄附金の補正額は52万2,000円の増額で、地域福祉基金及び交通遺児等福祉事業基金への寄附金を計上するものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

18款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は4億761万6,000円の減額で、財政健全化のため、財政調整基金へ繰り戻すものであります。

15目緊急地震・津波対策基金繰入金の補正額は1億9,977万6,000円の増額で、津波避難施設、同報無線子局デジタル化工事に対する国庫補助金の交付決定による財源の組み替え及び静岡県への基金返還金の繰入金を計上するものであります。

19款1項1目繰越金の補正額は3,202万3,000円の増額で、平成26年度繰越金の残額を計上するものであります。

20款6項1目過年度収入の補正額は538万6,000円の増額で、平成26年度身障者自立支援給付費等国庫負担金の精算に伴い増額するものであります。

2目雑入の補正額は814万9,000円の減額で、平成27年度後期高齢者健康診査の受診実績の確定に伴う県後期高齢者医療広域連合納入金の減額、並びに各種事業の確定に伴い静岡県市町村振興事業等助成金を減額するものであります。

12、13ページをごらんください。

21款1項8目土木債の補正額は6,580万円の減額で、県施行による浜名湖整備の実績に伴う市債を計上し、大森新道線道路改良工事、小名川12号線道路改良工事、道路維持補修工事、簡易舗装工事、新所原駅周辺まちづくり事業に伴う市債を減額するものであります。

9目消防債の補正額は540万円の減額で、津波避難施設及び同報無線子局デジタル化工事に対する国庫補助金の交付決定による財源の組み替えにより市債を減額するものであります。

10目教育債の補正額は3,750万円の減額で、新居小学校体育館天井落下防止事業及び新居中学校武道場天井落下防止事業完了に伴い市債を減額するものであります。

17目減収補填債の補正額は5億円の増額で、財源不足を補うため、減収補填債を計上するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の6億8,066万7,000円の増額であります。以上で補足説明を終わらせていただきます。長い時間ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 総務部長。訂正をお願いします。
〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 1点、訂正をお願いいたします。

歳入の説明のところで、20款6項1目過年度収入の補正額はのところでございます。平成26年度障害者自立支援給付費等国庫負担金と申し上げるべきところ、身障者自立支援給付費等と申し上げてしまいました。正しくは障害者自立支援給付費等国庫負担金でございます。訂正し、おわび申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第25 議案第22号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第22号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,930万円を増加し、総額を65億8,832万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては一般被保険者の医療費の増加に伴い、一般被保険者分の療養給付費を2,600万円、療養費を100万円、高額療養費を1,700万円増額しようとするもの、退職被保険者の減少に伴う医療費の減少が見込まれるため、退職被保険者分の療養給付費を1,400万円減額しようとするもの、平成26年度医療給付費等負担金の確定等に伴う超過交付額を国庫へ返還するため、償還金を増額しようとするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税の軽減制度

が拡充されたことに伴い、被保険者に納めていただく国民健康保険税が減少するため国民健康保険税を2,400万円減額し、一般会計からの繰り入れは平成27年度の保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業の額が確定したことに伴い、それぞれ増額するものであります。また、不足する補正財源には前年度繰越金を充てさせていただくものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 訂正をお願いします。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 恐れ入ります。訂正をさせていただきますと思います。

先ほど補正の内容で、退職被保険者分の療養給付費を1,400万円減額しようとするもの、その次に平成26年度療養給付費等負担金と申し上げるところ、医療給付費等と、医療と言ってしまいました。療養給付費等負担金に訂正をさせていただきますと思います。

そして次、歳入になりまして、国民健康保険税を2,450万円減額しと申し上げるべきところ、2,400万円と申し上げてしまいました。2,450万円に訂正をお願い申し上げます。失礼いたしました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第26 議案第23号 平成27年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第23号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれを191万4,000円を増額し、総額を37億9,441万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては主治医意見書作成手数料として55万6,000円を増額、自立体力検定用測定機器の備品購入費として7万1,000円を計上、高齢者配食サービス委託料として120万8,000円を増額、介護給付費準備基金積立金と

して7万9,000円を増額しようとするものであります。

補正財源といたしましては、介護給付費準備基金運用利子収入と前年度繰越金、高齢者配食サービス利用者負担金を充てさせていただくものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第27 議案第24号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第24号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ41万円を減額し、総額を5億7,438万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては社会保障・税番号制度へ対応するためのシステム改修にかかる委託契約実績額が予算額を下回ったことに伴う委託料の減額と、後期高齢者医療保険料の軽減制度が拡大されたことにより、保険基盤安定負担金を増額しようとするものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第28 議案第25号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第25号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正と繰越明許であります。歳入歳出それぞれ44万5,000円を増額し、総額17億4,107万7,000円にしようとするものであり

ます。

歳出は人事院勧告に伴う制度改正等による人件費44万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳入は人件費の増額に伴い一般会計からの繰入金44万5,000円を増額補正しようとするものであります。

繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に支出が終わらない見込みの管渠整備事業1件、900万円を翌年度に繰り越そうとするものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第29 議案第26号 平成27年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第26号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を35万1,000円増額し、総額11億5,148万6,000円に、資本的支出を13万5,000円増額し、総額4億7,993万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う制度改正による人件費の増額であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第30 議案第27号 平成27年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第27号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入を22万円

増額し、総額を34億5,726万3,000円に、収益的支出を667万5,000円減額し、37億6,728万5,000円に補正しようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新人看護師の研修費として、県からの補助金が認められましたので、収入を増額するものであります。また、支出につきましては人件費におきまして人事院勧告及び退職者に係る特別負担金を計算した上で、今後の見込み額を試算したところ、人件費全体で667万5,000円の減額を計上するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時09分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第31 議案第28号 平成28年度湖西市一般会計予算、日程第32 議案第29号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算、日程第33 議案第30号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計予算、日程第34 議案第31号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第35 議案第32号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算、日程第36 議案第33号 平成28年度湖西市水道事業会計予算及び日程第37 議案第34号 平成28年度湖西市病院事業会計予算の7件を一括議題といたします。なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第28号から議案第34号までの7議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

平成28年度の各会計予算の総額は405億4,076万6,000円で、前年度に比べ4.1%の増加といたしました。それでは各会計ごとに御説明申し上げます。

議案第28号 平成28年度湖西市一般会計予算は、218億3,000万円で、前年度に比べ6.6%の増といた

しました。

まず歳入について申し上げますと、市税収入につきましては平成27年度の課税標準額を基礎とし、また過去の収入状況や市内企業の動向調査などを踏まえ、市税全体としては対前年度比で2.4%の減少を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、参議院議員選挙委託金、地方創生交付金、大型建設事業の進捗による補助金が増加することから、対前年度比24.6%の増を予定しました。寄附金は、ふるさと納税の見込みから、対前年度比1万1,463.8%の増として見込み、繰入金につきましては事業の進捗に合わせ公共施設整備基金からの繰り入れ及び平成27年度に積み立てたふるさと応援基金からの繰り入れを予定し、対前年度比62.3%の増といたしました。

次に歳出について申し上げますと、新・総合計画に基づく7つのまちの姿を目指し、計画推進のための各種事業を展開していくこととし、特に予算編成の基本方針である安全・安心と少子化対策・子育てに着目した事業の展開や諸施策の充実を図ることといたしました。

引き続きまして特別会計について御説明申し上げます。

まず、議案第29号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算額は66億3,600万円で、前年度と比べ2.1%の増といたしました。

歳出につきましては、医療費の増加に伴い保険給付費が前年度と比べ2.5%、共同事業拠出金は5.1%といずれも増額となりました。

歳入につきましては、加入者の減少と高齢化により、国民健康保険税収入は厳しい状況にあります。低所得者の負担を考慮し国民健康保険給付等支払準備基金の活用により、保険税率は据え置くこととしたほか、国・県支出金等については制度に定められた基準に基づく適正な計上に努め、安定した事業運営ができるよう予算を編成いたしました。

次に、議案第30号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算額は39億1,361万7,000円となり、前年度に比較いたしまして4.5%の増といたしました。

主な歳出は介護給付費で、歳出総額の93.9%を占めております。平成28年度は第6期介護保険事業計画の2年目に当たります。在宅医療介護連携、生活支援体制整備、認知症総合支援に一層力を入れてまいりますとともに、新総合事業の開始による介護予防生活支援サービスの充実に努めてまいります。また、要介護認定者には必要なサービスが十分に提供できるよう、介護サービスの充実、質の向上及び基盤整備に引き続き努めてまいります。

次に、議案第31号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算額は5億7,945万6,000円とし、前年度と比べ1.1%の増といたしました。

次に、議案第32号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算額は16億1,059万6,000円で、前年度と比べ5.9%の減といたしました。

歳出の主な内容を申し上げますと、浄化センター等の維持管理費、下水道管渠築造工事並びに公債費であります。この財源といたしましては、国庫支出金と市債及び市費を充てるものであります。

公共下水道事業につきましては、さらなる生活環境の改善、公共用水域の保全のため、事業の推進に努めてまいる所存であります。

次に、議案第33号 平成28年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算額は17億3,173万3,000円の予算規模で進めてまいる所存です。

平成28年度の事業といたしましては、安全で良質な水を安定供給するために配水管布設がえ工事を行い、配水管の耐震化の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。今後において、より一層健全な水道事業運営を確保し、良質で安価な水を安定供給できるように鋭意努力していく所存であります。

次に、議案第34号 平成28年度湖西市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

全国的に医師の不足が続いており、医療環境は依然厳しい状況が続いております。湖西病院におきましては、平成28年度当初の医師数は病院事業管理者を含めた16名となる見込みでございます。

予算額につきまして、入院外来収益は患者数の実績をもとに行いました。費用につきましては、長期契約を締結するなど、削減に努めてまいります。医療機器については耐用年数の到来によって更新が困難なものから優先度の高いものの整備を行ってまいります。

収益的収入及び支出におきましては、収入を34億790万7,000円と見込み、一方、支出を38億3,471万8,000円と予定するものであります。

病院事業は今後も大変厳しい状況が続くものと予想されます。公立病院として地域への貢献を果たすべく、一般急性期医療や救急医療を初め健診業務や出前講座などの健康増進活動を進めてまいります。

なお詳細につきましては副市長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 副市長に補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 丸谷由行登壇〕

○副市長（丸谷由行） それでは、議案第28号から議案第34号までの平成28年度各会計予算の概要につきまして、議案の順に補足説明を申し上げます。

初めに議案第28号 平成28年度湖西市一般会計予算の補足説明をさせていただきます。議案書の111ページをごらんください。

予算総額を218億3,000万円、前年度と比べまして6.6%の増といたしました。

それでは予算の概要につきまして、主なものを歳入、歳出の順に申し上げます。

まず歳入でございますが、市税の予算額は109億6,612万5,000円で、前年度に比べ2.4%減といたしました。

個人市民税においては前年並みとし、法人市民税においては税制改正による法人税割の税率引き下げの影響から減収といたしました。

固定資産税の土地においては一部で地価の下落が

続き、家屋や償却資産については、ここ数年の景気の緩やかな回復基調から設備投資等を見込み、計上したものであります。

軽自動車税につきましては、前年度の税制改正による税額の適用から前年度に比べ6.9%増といたしました。

市たばこ税につきましては、消費本数の減少傾向から前年度に比べ3.8%減といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、前年度と比べ0.2%増といたしました。

地方譲与税の予算額は2億2,400万円で、平成27年度の実績見込みから、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税あわせて前年度と比べ1.8%増といたしました。

地方消費税交付金は、平成27年度の実績見込みから、前年度に比べ5,800万円増の12億1,100万円を計上したものであります。

地方特例交付金につきましては、平成27年度の実績見込みから4,000万円を計上いたしました。これは住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収補填分について計上したものであります。

地方交付税のうち普通交付税は、前年度に比べ8,000万円減の7億2,000万円を計上いたしました。また特別交付税は、国の状況などを考慮に入れ、前年同額の1億4,000万円を計上したものであります。

国庫支出金は28億1,678万8,000円で、前年に比べ24.6%増を計上したものであります。これは主に参議院議員選挙委託料、地方創生交付金、新所原駅周辺整備及び津波避難施設建設等に係る国庫補助金の増によるものであります。

繰入金は9億3,821万8,000円、前年度に比べ62.3%増を計上したものであります。これは財政調整基金5億円、公共施設整備基金1億9,000万円、ふるさと応援基金2億4,000万円の活用が主なものでございます。

市債は、大型事業を予定しているため、対前年度比8.9%増となる12億4,740万円を計上したものであります。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

総務費の予算額は27億9,744万1,000円で、前年度より27.5%の増を計上いたしました。これは主に各種選挙、ふるさと納税業務にかかる経費及び積立金によるものであります。

民生費の予算額は62億302万円で、前年度より3.6%の増を計上いたしました。これは主に国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護・訓練等給付費、民間保育所等施設型給付費の増額によるものであります。

衛生費の予算額は35億464万2,000円で、前年度より2.4%の減を計上いたしました。これは主に衛生プラント施設改修工事、浜松市に委託している一般廃棄物の処分費の減額によるものであります。

労働費の予算額は8,010万8,000円で、前年度より1.5%の増を計上いたしました。これは主に女性活躍推進業務委託料の新設によるものであります。

農林水産業費の予算額は2億1,828万6,000円で、前年度より8.8%の増を計上いたしました。これは主に県営事業負担金の増額によるものであります。

商工費の予算額は5億6,858万4,000円で、前年度より0.4%の増を計上いたしました。これは主に中小企業事業資金融資貸付金を減額したことによるものであります。

土木費の予算額は31億4,168万8,000円で、前年度より28.4%の増を計上いたしました。これは主に新所原駅周辺まちづくり事業の増額によるものであります。

消防費の予算額は14億1,518万2,000円で、前年度に比べ25.2%増を計上いたしました。これは主に津波避難施設工事、はしご車整備事業の増額によるものであります。

教育費の予算額は20億2,577万3,000円で、前年度に比べ4.9%減を計上いたしました。平成27年度の新居小学校体育館及び新居中学校武道場の天井落下防止事業の完了に伴う建設事業の減によるものであります。

公債費の予算額は16億3,431万7,000円で、前年度に比べ13.7%減を計上いたしました。なお、今後の公債費の動向には引き続き留意してまいりたいと考えております。

次に議案書117ページをごらんください。

債務負担行為は8事業を予定いたしておりますが、コンピュータシステムのリース料は19件で限度額が5億9,964万6,000円、事務機器等のリース料は35件で限度額が918万3,000円、車両リース料は3件で限度額が1,314万2,000円、岡崎中学校給食業務は限度額が4,036万5,000円、LED道路照明灯リース料は限度額が8,812万8,000円、資源リサイクル用選別作業・保管施設リース料は限度額が4,321万5,000円、津波避難施設整備事業は限度額が1億7,000万円、平成28年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業は限度額3,215万8,000円と諸経費及び利子相当額でありまして、平成29年度から最長で平成38年度までの債務を負担するものです。

以上、歳入歳出予算額は218億3,000万円でありませう。以上で一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案第29号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の118ページをごらんください。

予算額は前年度と比較して2.1%の増といたしました。

歳入につきまして、国民健康保険税は13億6,175万2,000円を見込みました。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金及び財政調整交付金が主なもので10億3,019万円、前期高齢者交付金につきましては19億4,081万4,000円、県支出金につきましては財政調整交付金が主なもので2億8,354万4,000円、繰入金につきましては一般会計繰入金として2億9,350万9,000円、基金繰入金として4,300万円を計上いたしました。

歳出につきましては、保険給付費は41億1,153万3,000円で2.5%の増、後期高齢者支援金等は8億383万6,000円で1.5%の増、介護納付金は2億8,038万8,000円で12.0%の減、共同事業拠出金は13億4,241万円で5.1%の増、保健事業費は6,475万4,000円で4.1%の減となっております。

次に、議案第30号 平成28年度湖西市介護保険事

業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。
議案書123ページをごらんください。

予算額は、前年度と比較して4.5%の増といたしました。

歳入につきましては、介護保険料 9 億3,212万6,000円のほか、国庫支出金 7 億8,792万5,000円、支払基金交付金10億5,548万9,000円、県支出金 5 億6,118万7,000円をそれぞれの負担割合に応じて計上いたしました。繰入金につきましては、一般会計繰入金 5 億3,113万円のほか、介護保険給付等支払準備基金繰入金2,218万5,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、介護給付費36億7,381万7,000円で2.5%増を計上いたしました。これは介護認定者数がふえ、介護サービス利用者の増加を見込んでいるものであります。

地域支援事業費は 1 億8,462万7,000円で100.6%の増であります。新総合事業の開始による訪問型、通所型サービスの実施や、在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制整備の推進を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、議案第31号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の126ページをごらんください。

予算額につきましては、前年度と比較して1.1%の増といたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療制度の被保険者の方から納めていただく保険料 4 億6,572万9,000円、一般会計繰入金 1 億1,176万4,000円が主なものであります。

歳出につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合への事務費の負担金及び保険料の納付金が主なものであります。

次に、議案第32号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の128ページをごらんください。

歳入の主な内容を申し上げますと、分担金及び負担金2,672万6,000円、使用料及び手数料 2 億7,098万3,000円、国庫支出金 1 億1,000万円、一般会計か

らの繰入金 8 億8,223万3,000円、市債 2 億8,400万円であります。

また歳出の主な内容を申し上げますと、業務費 3 億6,260万円、浄化センター等の維持管理費であります。事業費は 5 億787万9,000円、下水道管渠築造工事等であります。

次に、議案第33号 平成28年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の131ページをごらんください。

業務の予定量は過去の実績などをもとに給水戸数 2 万5,200戸、年間総配水量716万5,000立方メートル、1日平均配水量を 1 万9,630立方メートルに予定するものです。

次に経営状況におきましては、水道事業収益は12億3,550万2,000円を見込み、水道事業費用は11億3,182万5,000円を予定するものであります。

また投資的経費の収支をあらわします資本的収支でございますが、資本的収入1,116万6,000円に対し、資本的支出は配水管拡張改良費の配水管布設工事等で 5 億7,134万8,000円を計上するものであります。この支出に対する収入の不足額につきましては、損益勘定留保資金、建設改良費積立金等で補填するものであります。

次に、議案第34号 平成28年度湖西市病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の133ページをごらんください。

業務の予定量は、入院の年間患者数を 3 万2,485人、一日平均患者数は89人と見込んでおります。また外来の年間患者数を 9 万2,826人で、一日平均患者数を382人と予定しております。

主な建設改良事業であります。医療機器の購入で8,514万9,000円を予定するものであります。

次に、市からの繰入金は平成27年度とほぼ同額を見込んでおりますが、収益的収入は前年度より 4,913万6,000円の減の34億790万7,000円、収益的支出は38億3,471万8,000円と見込んでおります。

資本的収入及び支出につきましては、収入を 3 億9,503万6,000円、支出を 4 億3,320万6,000円と見込み、収入が支出に対して不足する額は、建設改良積立金で補填させていただこうとするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち議案第28号につきましては、質疑を省略した上、17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第28号につきましては17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、楠 浩幸君、佐原佳美さん、渡辺 貢君、吉田建二君、加藤弘己君、竹内祐子さん、荻野利明君、豊田一仁君、島田正次君、馬場 衛君、牧野考二君、中村博行君、神谷里枝さんの17名を指名いたします。

○議長（二橋益良） ここで予算特別委員会の正副委員長を互選していただくため、暫時休憩いたします。なお、再開は15時5分といたします。

午後2時44分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきました。その結果を報告いたします。

委員長に中村博行議員、副委員長に牧野考二議員。以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（二橋益良） 日程第38 請願第1号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制

度の2分の1復元を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうからは請願1号として、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請願について説明をさせていただきます。

平成28年1月29日、静岡県教職員組合湖西支部より、お手元の請願資料でございますように、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を求める請願を受けました。

請願の趣旨におきましては、近年、いじめや不登校などの問題を初めとして、教育の場における課題は多様化と深刻さを見せており、一人一人の子供に対してきめ細かな対応をすることが教育現場で困難となっていると聞いております。

現在、義務標準法では学級の上限人数を40人と定めておりますが、小学校1、2年生で35人学級が制度化されました。静岡県においても静岡式の35人学級編制として中学校3年生まで35人学級を実施しておりますが、2つ以上の学級を編制するとき、学級人数が25人を下回る場合には適用されないという下限制度があります。

お手元の補足資料を見ていただきますと、よろしいですか、このマトリックスです、1学年で36人から40人、71人から80人など、小規模学校におきまして36人以上の学級が、小学校で6学級、中学校で1学級、最高で1クラス40人の学級が存在しています。

市独自で教員を採用して35人学級編制を行っている自治体もございますが、学びの環境は自治体の財政力に左右されずに公平にあるべきだというふうに考えます。

つきましては、義務教育費の国庫負担制度を3分の1から、もとの2分の1に戻して、地方財政の安定を求めるものでございます。

湖西市内の子供たちはもとより、将来を担う日本の子供たちへの投資として、湖西市議会から国に対して改善を求める意見書の採択をお願いするもので

ございます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請願は、配付してあります請願文書表のとおり福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 施政方針に係る質問は3月2日から4日の本会議で行いますので、質問のある方は2月23日正午までに通告してください。

議案第28号を除く議案に対する質疑は2月29日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は2月24日正午までに通告してください。

また、議案第28号の質疑につきましては2月25日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時10分 散会
